

平成27年度 兵庫の福祉医療

< 目 次 >

○ 平成27年度福祉医療の概況

1 福祉医療制度の概要

(1) 老人医療費助成事業	1
(2) 重度障害者医療費助成事業	1
(3) 乳幼児等医療費助成事業	1
(4) 母子家庭等医療費給付事業	2
(5) 高齢重度障害者医療費助成事業	2
(6) こども医療費助成事業	3
(7) 市町単独事業の実施状況	3

2 福祉医療の動向

(1) 老人医療	4
(2) 重度障害者医療	4
(3) 乳幼児等医療	4
(4) 母子家庭等医療	5
(5) 高齢重度障害者医療	5
(6) こども医療	5

○ 統計表 (別途 Excelファイル・兵庫の福祉医療(データ))

平成27年度 福祉医療の概況

1 福祉医療制度の概要

(1) 老人医療費助成事業

65歳以上70歳未満の老人の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/2・2/3）

イ 制度の推移

75歳以上の居宅寝たきり老人を対象に昭和46年10月1日に発足した。

ウ 所得制限

住民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得を加えた額が80万円以下

エ 一部負担金

定率2割（昭和24年6月30日以前生まれで、後期高齢者医療制度の低所得区分Ⅰ（世帯員全員が住民税非課税かつ所得0）の者は1割）

(2) 重度障害者医療費助成事業

重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/2）

イ 制度の推移

- ・身体障害者手帳1～2級該当者又は重度の知的障害者を対象に昭和48年8月1日に発足した。
- ・平成17年7月1日から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の一般医療を対象とし、一部負担金を導入した。

ウ 所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満

エ 一部負担金

外来：1保険医療機関等あたり1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで

入院：定率1割（負担限度額：1保険医療機関あたり月額2,400円 低所得者は月額1,600円）

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(3) 乳幼児等医療費助成事業

乳幼児等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/2）

イ 制度の推移

1歳未満児について、医療費の自己負担額5,000円を超えるものを対象に昭和48年8月1日に発足し、昭和49年8月1日には5,000円の限度額を廃止し、全額公費負担とした。

- ・平成4年7月1日から、1歳未満児について所得制限を廃止した。
- ・平成6年7月1日から、3歳未満児にまで対象者を拡大した。
- ・平成11年7月1日から、入院について6歳未満児まで対象者を拡大した。

- ・平成13年7月1日から、通院について1割負担（上限5,000円/月）を導入の上、6歳未満児まで対象者を拡大した。
- ・平成14年7月1日から、入院・通院とも義務教育就学前にまで対象者を拡大した。
- ・平成17年7月1日から、通院の一部負担金を定額制とした。
- ・平成18年4月1日から、所得制限を緩和した。
- ・平成19年4月1日から、入院・通院とも小学3年生まで拡大した。

ウ 所得制限

0歳児 所得制限なし

1歳児～ 世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満

エ 一部負担金

外来：1保険医療機関等あたり1日800円（低所得者は600円）を限度に月2回まで

入院：定率1割（負担限度額：1保険医療機関あたり月額3,200円 低所得者は月額2,400円）

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(4) 母子家庭等医療費給付事業

母子家庭等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/3～2/3）

イ 制度の推移

- ・母子家庭を対象に昭和54年7月1日に発足し、平成4年7月1日には父子家庭、遺児も対象とした。
- ・平成17年7月1日から、一部負担金を導入した。

ウ 所得制限

児童扶養手当法による児童扶養手当支給制度（全部支給基準）と同じ

エ 一部負担金

外来：1保険医療機関等あたり1日800円（低所得者は400円）を限度に月2回まで

入院：定率1割（負担限度額：1保険医療機関あたり月額3,200円 低所得者は月額1,600円）

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(5) 高齢重度障害者医療費助成事業

高齢に加えて、重度の障害をもつ者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療の受診に伴う自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/2）

イ 制度の推移

- ・老人保健制度の受給者で身体障害者手帳1～2級該当者又は重度の知的障害者を対象に昭和58年2月1日に発足した。
- ・平成17年7月1日から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の一般医療を対

象とし、一部負担金を導入した。

ウ 所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満

エ 一部負担金

外来：1 保険医療機関等あたり 1 日600円 (低所得者は400円) を限度に月 2 回まで。

入院：定率 1 割 (負担限度額：1 保険医療機関あたり月額2,400円 低所得者は月額1,600円)

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(6) こども医療費助成事業

こどもの疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額の1/3の額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町 (県補助率：入院10/10、通院1/2)

イ 制度の推移

- ・小学4年生から中学3年生のこどもについて、入院医療費を対象に平成22年4月1日に発足した。
- ・平成23年10月1日から、対象医療を小学4年生から小学6年生の通院医療費にも拡大した。
- ・平成25年7月1日から、対象医療を中学生の通院医療費にも拡大するとともに、助成を現物給付化した。

ウ 所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満

(7) 市町単独事業の実施状況 (第7表)

2 福祉医療の動向

(1) 老人医療

老人医療の動向は表－1のとおりで、平成27年度の受給対象者は20,074人である。医療費は121億円、公費負担額は12億円、1人当たり医療費は605,534円である。

表－1 老人医療費の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1人当たり 医療費(円)
23	29,703	15,810,180	1,880,198	532,268
24	20,752	11,179,630	1,331,104	538,728
25	19,784	10,675,338	1,261,815	539,592
26	19,103	10,598,264	1,181,945	554,793
27	20,074	12,135,164	1,190,288	605,534

(2) 重度障害者医療

重度障害者医療の動向は表－2のとおりで、平成27年度の受給対象者は45,041人である。医療費は620億円、公費負担額は69億円、1人当たり医療費は1,377,465円である。

表－2 重度障害者医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1人当たり 医療費(円)
23	47,592	62,269,397	7,230,343	1,308,392
24	47,348	62,202,564	7,204,566	1,313,726
25	46,996	62,218,041	7,175,900	1,323,904
26	46,206	61,860,689	6,979,182	1,338,805
27	45,041	62,042,270	6,857,735	1,377,465

(3) 乳幼児等医療

乳幼児等医療の動向は表－3のとおりで、平成27年度の受給対象者は380,209人である。医療費は622億円、公費負担額は66億円、1人当たり医療費は163,486円である。

表－3 乳幼児等医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1人当たり 医療費(円)
23	405,881	62,544,741	6,630,258	154,096
24	391,963	60,735,918	6,301,220	154,953
25	385,381	59,367,681	6,103,521	154,049
26	384,024	60,566,545	6,417,039	157,716
27	380,209	62,158,786	6,615,821	163,486

(4) 母子家庭等医療

母子家庭等医療の動向は表-4のとおりで、平成27年度の受給対象者は42,417人である。医療費は64億円、公費負担額は13億円、1人当たり医療費は151,208円である。

表-4 母子家庭等医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1人当たり 医療費(円)
23	103,015	12,525,412	2,553,305	121,588
24	100,192	12,038,288	2,463,442	120,152
25	95,240	11,557,184	2,386,563	121,349
26	62,897	8,512,222	1,751,806	135,337
27	42,417	6,413,829	1,290,076	151,208

(5) 高齢重度障害者医療

高齢重度障害者医療の動向は表-5のとおりで、平成27年度の受給対象者は51,571人である。医療費は1,035億円、公費負担額は37億円、1人当たり医療費は2,006,323円である。

表-5 高齢重度障害者医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1人当たり 医療費(円)
23	50,766	94,702,641	3,709,983	1,865,488
24	50,858	96,809,292	3,542,356	1,903,540
25	51,252	99,066,795	3,666,540	1,932,931
26	51,637	101,054,667	3,565,123	1,957,028
27	51,571	103,468,060	3,703,137	2,006,323

(6) こども医療

こども医療の動向は表-6のとおりで、平成27年度の受給対象者は225,451人である。医療費は189億円、公費負担額は17億円、1人当たり医療費は83,774円である。

表-6 こども医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1人当たり 医療費(円)
23	108,938	2,829,552	277,622	25,974
24	110,797	6,872,497	676,150	62,028
25	178,954	10,287,435	1,005,667	57,199
26	222,695	16,589,603	1,508,042	74,495
27	225,451	18,886,870	1,677,992	83,774

※平成23～25年度実績は通院のみ。なお、平成23年度は通院が対象となった5ヵ月分(平成23年10月～平成24年2月)、平成25年度は中学生については対象拡大後の8ヵ月分(平成25年7月～平成26年2月)の合計値である。